

令和 7 (2025) 年度栃木県観光動態調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和 7 (2025) 年度栃木県観光動態調査業務を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託事業名

令和 7 (2025) 年度栃木県観光動態調査業務

2 委託業務の目的

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準（以下「共通基準」という。）」、「観光入込客統計に関する共通基準調査要領（以下「共通基準調査要領」という。）」に基づき、栃木県を訪れる観光客に対するアンケート調査を行い、本県の観光実態を把握し、観光動向を分析する。

3 委託業務の内容

(1) 共通基準に基づく観光動態調査（観光施設）

共通基準及び共通基準調査要領に基づき、観光客県内観光地点におけるパラメータ調査（以下「パラメータ調査」という。）を実施する。

ア 調査目的

県内観光入込客の属性別構成比、平均訪問地点数、観光消費額、観光客満足度等の把握

イ 調査単位

調査地点、個人

ウ 調査対象

(ア) サンプル数

1 地点当たり 50 サンプル以上

※ここでいうサンプル数は、有効回収票数のみをカウントする。

※有効サンプルは、全ての設問に対して有効に回答している調査票とし、調査員は可能な限りその場で有効な回答内容か確認する。

※無効票が出ることを想定し、サンプルは多めに確保する。

※調査対象とする来訪者は、観光を終えた者とする。

※来場者数が極端に少ない場合を除き、年齢や性別が偏らないように可能な限り配慮して調査を行う。

(イ) 調査地点

県が示す県内 15 地点

※調査施設への協力依頼は県が行う。

エ 調査周期・日

1 地点当たり、四半期ごとに、次の対象四半期の土日祝日のいずれかに実施する。

- (ア)令和7(2025)年5月～6月
- (イ)令和7(2025)年7月～9月
- (ウ)令和7(2025)年10月～12月
- (エ)令和8(2026)年1月～3月

※当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日を選定し、お盆やお正月などは除く。

※荒天を避けるため、予備日を設けること。

オ 実施方法

各地点調査員による面接調査

カ 調査項目

下記の調査項目については、別紙「令和7(2025)年度栃木県観光動態調査(案)」を基本とし、県と受託者との協議により決定する。

なお、調査項目については、総項目数が増加しない範囲で変更となる場合がある。

【調査項目】

① 居住地	⑨ 他の立ち寄り先
② 性別・年齢	⑩ 旅行消費額
③ 日帰り、宿泊 (宿泊数、宿泊場所、宿泊施設)	11 観光情報の入手方法
④ 観光目的 (観光目的は複数選択)	12 本県への満足度
⑤ 同行者内訳	13 総合満足度
⑥ 観光地点訪問回数	14 再来訪意向
⑦ 栃木県訪問回数	15 改善してほしい点
⑧ 観光地までの移動手段	

※ ○は共通基準に基づく項目

キ 調査票の作成

紙の調査票の代わりに、タブレット端末やスマートフォン(以下、「モバイル端末」という。)等で来訪客に直接回答してもらう方法も可能とする。

(ア) 紙の調査票

受託者の負担により印刷する

(イ) モバイル端末等

- ・端末購入費、レンタル費及びシステム利用料等のモバイル端末等使用に係る一切の費用は受託者の負担とする。

- ・使用するモバイル端末及びシステム等は、受託者による提案内容をもとに事前に県と協議の上決定する。

- ・調査員を置かず、モバイル端末及びQRコード等のみを調査地点に配置することは不可とする。

- ・調査地点によっては、通信環境が不安定な場合等も想定されるため、対策を講じること。

ク 記念品

回答率を高めるために、調査協力者に対しては、県が用意する記念品を受託者が配布する。

(2) 調査データの分析及び考察並びに調査報告書の作成

ア データの分析

3 (1)による調査結果の出力は、各調査項目の県全体及び地域区別に単純集計及びクロス集計を各期ごとに行うこと。

上記分析に加え、3 (1)による調査結果については、共通基準に沿ったデータを観光庁報告用の基礎データとして各期ごとに算出すること。

イ 報告書の作成

3 (1)による調査の結果は、調査対象者の属性や調査項目ごとの特徴やその要因について、県内外の社会情勢などを加味した分析を行うとともに、過年度実施調査との比較分析を行い、上半期（速報版）及び年間報告書として取りまとめる。

【成果品の作成及び提出期限等】

成果品	提出期限	部数、内容等
調査データ ア 単純集計及びクロス集計データ イ 国の共通基準による調査報告用データ	各期調査終了後、 県が別途指定する 日	・電子媒体 1部 (エクセル) ※イについては、県提供の推計支援ツールを使用すること。
上半期報告書（速報版）	令和7(2025)年 10月15日	・A4版 10頁程度 電子媒体 1部 (ワード、エクセル)
年間報告書	令和8(2026)年 3月23日	・A4版 100頁程度 電子媒体 1部 (ワード、エクセル)

(3) その他

ア 記入済みアンケート用紙は、受託者において3年間保管の上で廃棄する。

イ 本業務により新たに発生した著作権及び産業財産権は、県に帰属する。

成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

4 委託期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 23 日まで

5 その他（実施に関する事項）

(1) 実施体制

ア 受託者は、本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を 1 人置き、県との連絡、調整を行うものとする。なお、総括責任者は、当該調査と同種の業務に係る経験を有するものとする。

イ 受託者は、何らかのトラブルが発生した場合、県と連絡を取り合い、速やかに解決を図るものとする。

ウ 受託者は、本業務の実施にあたり、県の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(2) 事業実施計画書の提出

受託者は委託契約締結後速やかに、パラメータ調査実施日等を記載した実施計画書を提出するものとする。

(3) 打合せの実施

事業実施にあたり、四半期毎に 1 回以上、県と打合せを行うものとする。

(4) 再調査等

県は、受託者に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再調査の実施を命じ、又は、契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

(5) 再委託の禁止

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) その他

受託者は、本調査の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議し、県の指示に従うものとする。